

事 務 連 絡
平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日

都道府県（砂利採取）所管部長 殿
指定都市（砂利採取）所管部長 殿
北海道開発局 建設部長 殿
沖縄総合事務局 建設行政部長 殿
地方整備局 河川部長 殿

経済産業省製造産業局素材産業課長

国土交通省水管理・国土保全局水政課長

砂利採取法第 3 7 条第 1 項の解釈について

「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 2 6 年 4 月 3 0 日地方分権改革推進本部決定）に基づき、内閣府地方分権改革推進室が実施した平成 2 8 年地方分権改革に関する提案募集に対する提案において、砂利採取法（以下「法」という。）第 3 7 条第 1 項で規定されている市町村長の要請が、具体的にどのような場合に可能なかが不明瞭との指摘がありましたので、下記のとおり周知を図るために通知します。

引き続き市町村と認可権者が連携することで、砂利採取法の適正な運用が図られるようお願いします。

なお、都道府県におかれましては、内容を御了知の上、貴管内市区町村（政令指定都市を除く。）に周知をお願いします。

記

法第 3 7 条第 1 項は、砂利の採取に伴う災害を防止（法第 1 条）するという法の目的のもと、市町村長が、災害が発生するおそれがあると認めるときに、都道府県知事等の砂利採取計画の認可権者に対して必要な措置を講ずべきことを要請することができる」と規定している。

砂利採取法上の「災害」とは、法第 1 9 条にも規定されているとおり、他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められるものであり、砂利の採取を原因として生じる災害を広く指すものである。また、将来にわたる災害が発生するおそれであっても、個別具体的な状況に鑑みて、そのおそれを市町村長が認めるときは、必要な措置を講ずべきことを要請することができる」と解される。

具体的にどのような事象が災害に該当するのかは、個別具体的な事案に応じて判断されるものであるが、具体的な事例等を別添に記載するので参考にされたい。

(別添)

1 「他人に危害を及ぼし」

- (1) 「危害」とは、人の生命、身体に加えられる害悪をいう。
- (2) 沈澱池が決壊して、ふもとにある人家が濁流により押し流されるなどは、これに該当する。
- (3) 砂利採取場の出現により緑の野が荒野と化し、付近の風致が乱されるなどの生活環境の破壊は、普通は「他人に危害を及ぼし」には含まれない。
- (4) 採取跡地へ幼児が転落するおそれがある場合などは「他人に危害を及ぼし」に該当する。
- (5) 砂利を運搬するダンプカーによる交通事故の危険性の増大は、一般的には「他人への危害」であるが、交通事故の防止は本条の直接の規制の対象とはなっていない。

2 「公共の用に供する施設を損傷し」

- (1) 「公共の用に供する施設」とは、道路、河川、橋梁、堤防、公園等をいう。
- (2) 役場、学校などは公共物ではあるが、公共の用に供する施設ではない。しかし、これらの建物には、人が居るのが通常であるので、土地の掘削によりこれらの建物が崩壊する危険が生ずるような場合は「他人に危害を及ぼし」に該当する。
- (3) 「損傷」とは、「破壊」、「損壊」などよりも広い概念で、物理的な損壊にとどまらず、施設の機能そのものを損なう場合を含む。例えば、河川を汚濁して飲料水の取水源としての機能や観光資源としての機能を損なう場合は「損傷」に該当する。

3 「他の産業の利益を損じ」

- (1) 他産業の利益の侵害を認可の基準として掲げている理由は、他産業の利益が侵害者と被侵害者との間の私的な関係にとどまらず、国民経済的にみて重要な関心を引かれるところだからである。したがって、他産業の利益の侵害であっても、一般の私人間の解決に任せるべきであるような微々たる損害は、「他の産業の利益を損じ」には該当しない。
- (2) 「他の産業」の代表的なものは、農業、水産業、林業、工業等である。
- (3) 「他の産業の利益を損じ」の例としては、①汚濁水や廃土の田畑への流入、②砂利採取場の近隣の農地の崩壊、③河川、海岸の汚濁により海苔やかきの養殖業への被害、④地下水の汲み上げや河床の低下による農業用水の枯渇、⑤河川や海における漁業権への被害などが挙げられる。

4 「公共の福祉に反する」

砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損ずる場合であって、「かつ、それが公共の福祉に反する」場合には、採取計画は認可されない。公共の福祉に反するか否かについては、砂利採取業の企業活動と公益上の見地との比較衡量により判断がなされる。

5 「その他」

他法令の規制に違反して汚染土壌を埋め戻し土壌として使用する行為や水質を汚濁する行為については、一義的には当該法令の規制により対処されるべきものであると考えるが、当該行為により砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると市町村長が認める時は、法第37条第1項の要請を行うことはできるものと解される。

【参考】砂利採取法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、砂利採取業について、その事業を行なう者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行なうこと等により、砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資することを目的とする。

（認可の基準）

第19条 都道府県知事又は河川管理者は、第十六条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。

（市町村長の要請）

第37条 市町村長は、砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

2 <略>